

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	菊池 鹿北線	鹿本郡菊鹿町大字松尾字東大古井 633番2地先から 同所 同字 同番地先まで	前	20.0 ～ 20.5	9.8	区域編入
			後	20.0 ～ 23.2		
一般 県道	三本松 甲佐線	上益城郡甲佐町大字安平字一の谷 473番7地先から 同所 大字上揚字荒瀬 1099番1地先まで	前	3.3 ～ 14.3	363.1	単道改
			後	9.5 ～ 34.0		

2 区域変更する期日 平成16年2月9日

熊本県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年2月9日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年2月9日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	阿蘇公園 下野線	阿蘇郡長陽村大字河陽字宇の山 6010番6地先から 同所 同字 同番地先まで	前	11.6 ～ 16.0	26.0	工事用 迂回路
			後	12.0 ～ 18.5		
"	水俣 出水線	水俣市大字湯出字前田 2156番地先から 同所 同字 2153番1地先まで	前	25.8 ～ 35.6	49.0	災害復旧
			後	25.8 ～ 76.0		

2 区域変更する期日 平成16年2月9日

熊本県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年2月9日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年2月9日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	389号	天草郡苓北町大字年柄字川向 同所 1番2地先から 字樋ノ口 51番1地先まで	前	15.0 ～ 25.6	170.3	旧道移管
				2.6 ～ 19.0		
			後	15.0 ～ 25.6		
一般 県道	大牟田 荒尾線	荒尾市荒尾字中牟田 同所 同字 2045番3地先から 2044番2地先まで	前	11.8 ～ 27.6	80.0	区域編入
			後	12.2 ～ 28.6	80.0	
"	小鶴 原女木線	八代郡坂本村大字深水い字倉谷 同所 同字 2367番2地先から 同番地先まで	前	4.3 ～ 6.3	40.0	災害復旧
			後	4.8 ～ 26.1	40.0	
"	"	八代郡坂本村大字深水ろ字上嶽 同所 同字 686番3地先から 669番3地先まで	前	3.5 ～ 3.9	14.0	災害復旧
			後	20.5 ～ 28.2	14.0	

2 区域変更する期日 平成16年2月9日

熊本県告示第102号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項に基づき公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成16年2月9日

熊本県知事 潮谷 義子

1 しゅん功認可年月日

平成16年2月2日

2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

熊本市水前寺六丁目18番1号 御所浦漁港管理者 熊本県

3 埋立区域

(1) 位置

天草郡御所浦町字南風泊3438の4地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑩の地点までを順次直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結ぶ平成10年秋分の日における満潮位(DL+3.57メートル)の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 本郷港防波堤灯台(北緯32度20分15秒、東経130度20分17秒)から81度50分39秒 462.267メートルの地点

②の地点 ①の地点から283度36分49秒 11.476メートルの地点

③の地点 ②の地点から13度36分49秒 16.300メートルの地点

④の地点 ③の地点から103度36分49秒 1.500メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から13度36分49秒 8.200メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から283度36分49秒 1.500メートルの地点

⑦の地点	⑥の地点から 13 度 36 分 49 秒	32.600 メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から 103 度 36 分 49 秒	1.500 メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から 13 度 36 分 49 秒	8.200 メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から 283 度 36 分 49 秒	1.500 メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から 13 度 36 分 49 秒	24.700 メートルの地点

(3) 面積

1,125.46 平方メートル

4 埋立地の用途
漁港施設用地

熊本県告示第 103 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立
に関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 16 年 2 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 しゅん功認可年月日

平成 16 年 2 月 2 日

2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

天草郡河浦町大字河浦 5225 番地 船津漁港管理者 河浦町

3 埋立区域

(1) 位置

天草郡河浦町大字宮野河内字板ノ角 203 の 6 及び字元浦 261 の 7 地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑥の地点までを順次直線で結んだ線及び⑥の地点と①の地点を
結ぶ平成 13 年春分の日満潮位（DL + 3.39 メートル）における公有水面と陸地と
の境界線により囲まれた区域

①の地点 天草郡河浦町大字宮野河内地籍図根三角点 B2-5（北緯 32 度 18 分 13.5337
秒、東経 130 度 08 分 45.4662 秒）から 272 度 01 分 20 秒 487.17 メートル
の地点

②の地点 ①の地点から 63 度 18 分 47 秒 29.85 メートルの地点

③の地点 ②の地点から 333 度 17 分 25 秒 17.54 メートルの地点

④の地点 ③の地点から 243 度 18 分 52 秒 11.48 メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 262 度 05 分 02 秒 27.75 メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 172 度 04 分 48 秒 3.20 メートルの地点

(3) 面積

522.21 平方メートル

4 埋立地の用途
漁港施設用地

熊本県告示第 104 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立
を免許したので、同法第 11 条の規定により次のとおり告示する。

平成 16 年 2 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 免許年月日

平成 16 年 2 月 2 日

2 免許を受けた者の住所及び氏名

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 道路管理者 熊本県

3 埋立区域

(1) 位置

A 工区

天草郡河浦町大字宮野河内字元浦 261 の 9 地先並びに 263 の 6 及び 261 の 9 に隣
接する平成 8 年 5 月 2 日付け熊本県指令漁第 3 号の免許に係る埋立地地先公有水面

B 工区

天草郡河浦町大字宮野河内字元浦 309 の 10 及び 309 の 10 に隣接する無番地（水路）
に隣接する平成 8 年 5 月 2 日付け熊本県指令漁第 3 号の免許に係る埋立地地先公有
水面

(2) 区域

A 工区

次の（1）の地点から（4）の地点までを順次直線で結んだ線及び（4）の地点
と（1）の地点を結ぶ平成 8 年 5 月 2 日付け熊本県指令漁第 3 号の免許に係る埋立
区域と公有水面との境界線 DL + 3.39 メートル（平成 15 年春分の日満潮位で決定）
により囲まれた区域

（1）の地点 三等三角点 女岳（北緯 32 度 17 分 16 秒、東経 130 度 09 分 16 秒）
から 308 度 19 分 52 秒 1,687.00 メートルの地点

（2）の地点 （1）の地点から 81 度 24 分 28 秒 3.82 メートルの地点